

宮津街道の道造り碑に関する基礎的考察

安東 峻

2026年3月

公益財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター

宮津街道の道造り碑に関する基礎的考察

安東 峻

1. はじめに

本稿では、宮津街道で散見する道の整備を顕彰する碑(以下、道造り碑)について、基礎的な情報を紹介するとともに、その建立の背景について若干の考察を加えようとするものである。

京都府教育委員会では、平成30年度から文化庁の補助を受けて歴史の道総合調査事業を実施しており、これまでに4冊の報告書が刊行されている^(注1)。報告書では、各街道沿いに所在する石造物が紹介されているが、その大部分を占めるのは道標や灯籠、供養塔である。道標は言うまでもなく、供養塔についても道ゆく人々の安全を祈願するために建立されたと考えられることから、街道と密接にかかわる石造物であると位置付けることができるが、本稿で紹介する道造り碑は街道整備の実態を直接的に物語る資料として貴重である。江戸時代の河川や用水、道橋に対する土木工事は、藩が出資する「御普請」と関係村が出資する「自普請」に大別されるが、後で詳しく見ていくとおり、その記載内容から道造り碑の一部については後者に関連する資料であると考えられる。また、道造り碑は刊行済の『京都府歴史の道調査報告書』では報告されておらず、宮津街道沿線の慣習を反映している可能性がある。

以上を踏まえた上で道造り碑について考察し、その基本的な情報を明らかにしたい。^(注2)

2. 宮津街道に関する基本情報

本稿では、宮津街道の中でも普甲峠近傍の道造り碑に限定して考察する。考察の前提として宮津街道及び普甲峠の基本的な情報について確認しておきたい。

宮津街道とは、福知山城下を出て丹波国天田郡荒河村付近で山陰道から分岐し、丹後国加佐・与謝両郡を経て宮津城下町へと至る街道である。本街道は宮津藩の参勤交代のほか、景勝地天橋立や成相寺(西国三十三所観音霊場の内、二十八番札所)を目指す旅人に利用された。特に、西国巡礼者が二十七番札所の書写山圓教寺(現兵庫県姫路市)から成相寺に向かう場合、出石(兵庫県豊岡市)や久美浜(京都府京丹後市)を経て弓木(京都府与謝郡与謝

野町)へ至る経路もあったが、山道であったために宮津街道を利用する者が多かったとされている。^(注3)こうした事実から、宮津街道の重要性を窺い知ることができる。

続いて、普甲峠の歴史についても確認しておきたい。

普甲峠と称される峠越えは2種類存在する。江戸時代以前の普甲峠とは、現在の宮津市小田から普甲山の東端を抜けて、辛皮(宮津市喜多)へ至る経路であった。一般に「元普甲道」と称される。これに対して「今普甲道」と称されるのは、普甲山の西端で大江山の東へ続く尾根の窪地を越え、二瀬川を經由して福知山市大江町仏性寺へ抜ける経路である。今普甲道の開削は宮津藩2代藩主京極高広によるものである。関ヶ原の合戦の戦功から丹後守に任じられ初代宮津藩主となった京極高知は、元和8(1622)年8月に死去する。その死に際して丹後国を三分した上で息子に継がせ、高広は父高知の跡を継いで宮津藩主となった。高広は翌元和9(1623)年から宮津城の築城と城下町の整備に着手したとされており、こうした事業と時を同じくして「今普甲道」の開削が行われたと考えられている。^(注4)

なお、今普甲道・元普甲道は文化庁による「歴史の道百選」に選定(平成8(1996)年選定・令和元(2019)年追加選定)されており、いずれも重要な古道と言えるが、本稿で取り扱う石造物の一部は今普甲道沿いに存在しているため、今普甲道をして普甲峠としている。

3. 道造り碑に関する基礎的考察

本稿では、4例の道造り碑を検討する。検討にあたっては、はじめに所在地(字名まで)と座標を示した上で、翻刻を掲載した。碑文については、地名・人名を可能な限り特定した上で、その性格を検討した。

①所在地：福知山市大江町内宮

座標：東経135度09分18.43秒、北緯35度25分39.86秒

正面 (北東)	丹波下竹田村 (以下埋没)	
	大俣村	須原 (以下埋没)
	丹波 岩田伊左衛門	
	池部村	真下 (以下埋没)
	鹽見長右衛門	目口 (以下埋没)
	道造助力碑	
	江戸深川	千原村
	橋本亀齡	松尾五良 (以下埋没)
	福知山	
	安井治良兵衛	其外村 (以下埋没)
丹波山野口邨		

	倭田卷太郎 願主當村 萬屋（以下埋没） 神主 河田伊賀（以下埋没）
右面	天保四（癸巳）歳 九月吉日
背面	（記載なし）
左面	（記載なし）

地名（『日本歴史地名大系』を参照）

下竹田村：現在の兵庫県丹波市市島町下竹田。

大俣村：現在の舞鶴市字大俣。

池部村：現在の福知山市字池部。

江戸深川：現在の東京都江東区の西側北部一帯。

千原村：福知山市夜久野町字千原もあるが、①の立地から現在の同市大江町字千原にあたるか。

福知山：福知山城下。

山野口邨：現在の福知山市大字山野口。

當村（内宮村）：現在の福知山市大江町字内宮。

人名

岩田伊左衛門：大俣村の大庄屋。9代目・直好を指すか。^(注5)

鹽見長右衛門・橋本龜齡・安井治良兵衛・倭田卷太郎：詳細不明。

河田伊賀（守）：元伊勢内宮皇大神社の神主。

文政2（1819）年11月に元伊勢の神主・河田伊賀守が京都近郊に「天照皇太神宮」銘の御祓を頒布していることが確認されており、同一人物の可能性が^(注6)ある。

性格

本碑の性格を明らかにするために、その立地等について整理しておく必要がある。本碑は宮津街道沿いではあるものの、街道沿いに所在する元伊勢内宮の参道沿いに建てられている。過去の航空写真を確認すると、遡れる上限であるところの1960年代には既に本参道が存在していたことが分かるが、戦後の状況に過ぎず、建立以後、本碑が移動していないことを保証するものではない。明治以降、京都―宮津間車道等に伴って宮津街道が整備される中で、街道沿いから移動させられ、現在偶然に元伊勢内宮の参道沿いにあるという可能性は依然として残されている。

そこで、本碑の性格を明らかにするためには、刻まれた碑文の内容を検討する必要がある。基本的には関係者の姓名が列挙されるのみであるが、注目すべきは関係者が居住している村等が極めて広範囲に及んでいる点である。現兵庫県下の下竹田村もさることながら、特に目を引くのは江戸深川であり、関係者の広範囲性が、本道造り碑が街道に伴うものでないことを推測させるのである。以下で見ていくとおり、宮津街道で確認できる道造り碑の多くは所在村及び周辺村の人物が道造りに関係したことを示しており、本碑のような広域性を有していない。その理由については後で検討していくが、本碑に見える広域性は宗教を紐帯としたことによると想定した方が自然で、ここで言うところの「道造」とは元伊勢内宮の参道の普請を指すと考えるべきであろう。参道の普請にあたって、労働力や資金を差配・提供した人物が名を連ねていると想定できるのである。街道のように多くの受益者がいる「道」ではないが、元伊勢内宮を信仰する人々にとっては、参道の普請は大きな意味を持ったのであろう。なお、こうした想定が成り立つとすると、本碑の建立以後に参道の改修があったとしても、大きくは移動していない可能性が高いということになる。

②所在地：福知山市大江町仏性寺

座標：東経135度08分51.36秒、北緯35度27分07.55秒

正面 (東)	世話人村中 南無阿弥陀佛 (蓮華) 造道供養塔
右面	文政六年 (癸未) 年 六月吉日
背面	(記載なし)
左面	當村 武助 六兵衛 願主 組頭吉右衛門 弥兵衛 新治 徳右衛門 庄屋 茂兵衛 久右衛門

地名(『日本歴史地名大系』を参照)

當村(仏性寺村)：現在の福知山市大江町字仏性寺。

人名

武助・六兵衛・吉右衛門・弥兵衛・徳右衛門・新治久右衛門・茂兵衛：詳細不明。

新治久右衛門について、道造り碑への刻まれ方から想定される語順としては「新治庄

屋久右衛門」であり、「新治(村の)庄屋(である)久右衛門」とも読めるが、近傍の新治村は丹後国中郡に位置し、宮津街道の直接的な受益者とは言い難い。また、「新治」を村名と解した場合、冒頭の「當村」という語は「組頭」のみにかかることとなり、別の村の庄屋の下に仏性寺村の組頭が名を連ねていることとなるため、それぞれの関係性が不明確となってしまう。以上を踏まえ、本稿においては久右衛門の姓が「新治」であると解した。

性格

本碑においては、関係者の名が記されるのみでその他の史料との照合が難しい。一方、それぞれの居住村落及び職階については明確な情報があるので、そこから本碑の性格を明らかにしてみたい。

まず、居住村落については、「當村」すなわち道造り碑が所在する仏性寺村であると考えられる。近代以降、道路をはじめとする社会インフラの整備等に際して、石造物が移設されることはままあるが、村落を越えて移設される可能性は極めて低く、「當村」については仏性寺村と考えると大過あるまい。

続けて、それぞれの職位であるが、「庄屋」もしくは「組頭」とある。「庄屋」とは近世における村落の代表者で、近世支配機構の末端にあたる。また、「組頭」は庄屋の補佐役で、百姓代もあわせて村方三役と呼ばれる公的な職階である。丹後地方においては、近世初期段階では「年寄」と呼ばれていたが、宮津藩領内では享保2(1717)年の青山氏の治世以降、組頭に改称されている。^(注7)すなわち、個人名レベルでの特定は難しいものの、本碑に刻まれているのは仏性寺村の中心人物の名前であるということが分かる。

村方三役の内、庄屋と組頭が願主となっていることから、本碑の建立は仏性寺村の公的行事であったことが窺える。本碑は、「南無阿弥陀佛」という文言から読み取れるとおり名号碑に分類されるものであり、「造道供養塔」という文言も道造りに対する何らかの供養を行なっていると解釈できることから、本碑が位置する周辺の街道整備を行った際に不慮の事故で亡くなった村民を供養したものと解することができよう。本碑が位置するのは普甲峠の途中であり、経年劣化もしくは罹災した峠道の修繕に伴う死者であったと考えられる。道の改修という必要不可欠かつ公的な事業に伴う死者として、供養塔を建立して手厚く葬られたのであろう。

③所在地：宮津市小田

座標：東経135度09分49.15秒、北緯35度29分15.27秒

正面 (北西)	南無阿弥陀佛
------------	--------

右面	文政十一子八月日 峠道造供養
背面	(記載なし)
左面	彦坂久左衛門 世話人當村 中茶屋喜助

地名(『日本歴史地名大系』を参照)

當村(小田村)：現在の宮津市字小田。

人名

彦坂久左衛門：『宮津市史』によると、天保11(1840)年5月に小田村の村方三役より宮津藩宛に出された嘆願書(粉川家文書)の中に名が見え、「文政亥年より戌年迄十二ヶ年之間、千歳峠(筆者注：普甲峠のこと)並外々之道造り之世話」を務めたとされている^(注8)。なお、『宮津市史』では「文政亥年」を文政10(1827)年、「戌年」を天保9(1838)年と解すると、後段の「天保五年年心得庄屋仰せ付かせられ」という記述と時期が前後することから、「文政亥年」は文化亥年すなわち文化12(1815)年の誤りで、「戌年」は文政9(1826)年と考えた方が本碑と時期的な齟齬がないと指摘する。しかし、「戌年」を文政9年と考えた場合、本碑が建立された文政11(1828)年段階には、久左衛門は「道造り之世話」に関わっていなかったことになってしまう。当該嘆願書の論法としては、元々普甲峠や周辺の街道整備に積極的であった篤志家・久左衛門の経歴を述べたのち、庄屋になった後には凶作で困窮した百姓を救うために私財を投げ打つなどして村民を助けたという稀有な働きを述べていると解釈できるので、文章中で時期が前後することについても大きな違和感はない。むしろ、藩に提出するような正式な嘆願書の中で元号を間違えるような迂闊なミスをしたと考える方が不自然であり、史料に記載されているとおり、久左衛門が街道整備に尽力したのは文政10年から天保9年までの12か年と考えるべきであろう。

中茶屋喜助：『宮津市史』によると、久左衛門と同じく粉川家文書の中にその名が見える。文政4(1821)年9月に小田村の村役人5名とともに、生活に難渋していることを理由に宮津藩の御用金(藩の財政窮乏への対応として上納を命じた金)賦課免除を願い出ている。その中で生業は「煮売茶屋并旅籠屋」であると述べられていることから、喜助の「中茶屋」という姓(もしくは屋号)は「上宮津小田村之内」とされる「中ノ茶屋」集落^(注9)に由来すると考えられ、久左衛門とともに普甲峠の関係者(街道の日常的な管理を担当した周辺村落の居住者)であったことが分かる。

性格

本碑に「南無阿弥陀仏」「峠道造供養」とあるとおり、②の道造り碑と同じく、街道整備に伴って亡くなった人々に対する供養塔であると考えられる。なお、②は仏性寺村の村方三役によって建立されていることから、当該村の公的行事と解釈した。本碑においては、久左衛門と喜助は単に「世話人」と記されていること、久左衛門が庄屋となるのは天保5(1834)年で、本碑の建立よりも後のことであることから、本碑の建立を小田村の公的行事と即断することには慎重になるべきである。すなわち、他の史料から窺うことのできる活動ぶりから、本碑の建立もあくまで篤志家としての活動という側面が大きいという可能性が生じてくるのである。しかしながら、久左衛門・喜助両名が居住する小田村が、喜多・今福両村とともに上宮津三ヶ村に数えられることを念頭に置かねばならない。上宮津三ヶ村は、いわゆる街道村としての人足負担や道中の事故処理を宮津藩より命じられる立場にあったとされている^(注10)。そうした街道村としての小田村の性格を前提とすると、久左衛門・喜助による本碑建立活動についても、単なる篤志家としての活動と位置付けるべきではない。確かに、当時の久左衛門・喜助は村方三役など村の公職にはなかったが、小田村の有力者として街道整備に伴う犠牲者供養の場面においては世話人となっているという事情が想定できるのである。そのように考えると、本碑の建立において、何故村役人の関与が窺えないのかという疑問が生じる。それに対する明確な回答は持ち合わせていないものの、小田村の公的行事であったと考えるのが妥当であろう。

なお余談にはなるが、「千歳峠並外々之道造り之世話」を務めたという久左衛門の活動や、「煮売茶屋并旅籠屋」という喜助の生業は、つとめて街道村という小田村の性格に規定されていたことが明らかになる。特に久左衛門の活動については、もちろん個人の善性によるところもあろうが、街道村で庄屋も務めるような有力者であったという背景もきちんと踏まえる必要があろう。

④所在地：宮津市小田

座標：東経135度09分56.33秒、北緯35度29分31.37秒

正面 (西)	(梵字) 道造供養塔
右面	脩文化第五歳次戊辰春五月日
背面	
左面	補佐主法光寺八世法印密英謹誌 彦坂久三エ門

	願主切畑村岸本直七 世話人 彦坂長七 當所 上家与平 上家三左エ門 /新□ 谷口 []
--	--

地名(『日本歴史地名大系』を参照)

切畑村：現在の京丹後市網野町切畑。

法光寺：宮津市小田の寺院。

人名

彦坂久三エ門：③の彦坂久左衛門に同じ。

彦坂長七：彦坂久左衛門の一族か。

密英・岸本直七・上家与平・上家三左エ門・/(上家)新□・谷口 []：詳細不明。

性格

本碑も「道造供養塔」とあることから、街道整備に伴って死亡した人物の供養塔であると考えられるが、その性格は②③と異なる。まず、法光寺の密英という僧が本碑の字句を記している。②③においては僧の関与は窺えず、あくまで仏性寺・小田両村の事情によって建立されたものであった。また、願主は切畑村の岸本直七なる人物で、彦坂久左衛門以下の小田村の間人は単に世話人とあることから、本碑を建立したいと考えた直七の発願を助けた立場ということになる。切畑村は、地名の語釈に記したとおり現在の京丹後市網野町切畑にあたると考えられ、宮津藩領ではあるものの宮津街道からは大きく離れた場所に位置している。よって、本碑が街道整備に伴って死亡した人物の供養塔であるとしても、切畑村の所属であったとは考え難い。直七の親族もしくは友人が小田村に居住しており、当該人物が街道整備に伴って死亡したことを悲しみ、直七は本碑の建立を発願したのではなかろうか。情報が限られるため多分に推測が含まれるが、このように想定しておきたい。

本碑建立の経緯については不明な点があるものの、僧の関与、個人の発願による建立という点から、②③とは異なることが明らかであり、供養塔という言葉どおり、仏教的観点に基づくと考えること自体には大過あるまい。本碑の建立については、直七個人の活動によるところが大きいと考えられるのである。

4. 地域における道造り碑の位置付け

以上、宮津街道における道造り碑について概観してきた。②③の道造り碑は街道周辺村落としての性格が色濃く反映されたものとして一括して評価することができるが、元伊勢皇大神宮への信仰心を表現した①や、個人の供養のために建立された④があり、同じ道造り碑であっても様々な背景から建立されていることが分かる。これらをつなぐのが「道造り」というキーワードであって、道というインフラ整備事業が在地の人々にとって特別な意味を持ったことが指摘できよう。なお、繰り返しになるが、現段階に至るまでの京都府歴史の道調査においては道造り碑に類するようなものは報告されておらず、道造り碑を建立するのは宮津街道沿線に特有の習慣である可能性がある。②③の自普請に伴うと考えられる道造り碑だけでなく、神社の参道整備の顕彰や個人の供養など、様々な背景を有するにもかかわらず「道造り」という文脈で石造物が建立されていることがその証左である。

村の有力者を中心に自普請として街道整備に関与していた上宮津村の事例から知られるとおり、街道沿いの村々にとっての道の整備は重荷であったが、人々の往来が活発な街道が日々の生業につながるなど、街道によってもたらされるものがあつたことも、また確かである。本稿で紹介した道造り碑の事例からは、京から丹後へ向かうための峻険な山道沿いに住んでいた人々にとって、道を整備するという行為自体が特殊な意味を持った可能性を想定できるとも考えているが、建立の背景が様々あることもまた事実であり、なお詳細な検討を要する。

5. おわりに

本稿で紹介してきた道造り碑とは江戸時代の道普請の実態を示すとともに、街道に対する地域社会の認識を物語る貴重な資料であると考えられるが、野外にあるという性格上、経年による劣化や天災、将来的な開発行為によってその情報が失われてしまう危険性を孕んでいる。現段階での情報を記録するという目的もあって、本稿を著した。人物の同定や道普請制度への言及が十分にできなかったが、本稿で紹介した道造り碑の情報が地域史研究に役立てば幸いである。

(あんどう・しゅん=京都府教育庁指導部文化財保護課主任)

注1 京都府教育委員会文化財保護課編2022『京都府歴史の道調査報告書 第1冊 東海道（附渋谷街道）・大津街道・西国街道（附丹波街道）』京都府教育委員会。同2023『京都府歴史の道調査報告書 第2冊 大坂街道・高野街道・郡山街道』京都府教育委員会。同2024『京都府歴史の道調査報告書 第3冊 奈良街道・大和街道』京都府教育委員会。同2025『京都府歴史の道調査報告書 第4冊 山陰道・篠山街道』京都府教育委員会。

- 注2 本稿においては、紙幅の都合から道造り碑の現況写真等は省略させていただいた。本碑は令和7年度刊行予定の『京都府歴史の道調査報告書』第5冊で報告されることとなっており、そちらもあわせて参照いただきたい。
- 注3 宮津市史編さん委員会編2004『宮津市史 通史編 下巻』宮津市役所 pp.373-374
- 注4 岩崎英精編1976『上宮津村史』宮津市上宮津自治連合会 pp.45-51
- 注5 京都府教育会加佐郡部会編1925『加佐郡誌』京都府教育会加佐郡部会 p.242
- 注6 大西源一1960『大神宮史要』平凡社 p.410
- 注7 宮津市史編さん委員会編2004『宮津市史 通史編 下巻』宮津市役所 pp.193-194
- 注8 宮津市史編さん委員会編2004『宮津市史 通史編 下巻』宮津市役所 pp.377-379
- 注9 「天保国絵図」丹後国 国立公文書館デジタルアーカイブ (<https://www.digital.archives.go.jp/gallery/0000000282>)を2025年6月28日参照
- 注10 岩崎英精編1976『上宮津村史』宮津市上宮津自治連合会 pp.129-138